

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW I :《国際税務関連取扱通達》公布！ 移転価格文書/資料準備の内容など明らかに

先回の EXPERT VIEW でご紹介のとおり、国家税務総局は 2009 年 1 月 8 日付にて《特別納税調整実施弁法(試行)》(国税発(2009)2 号:以下“弁法”)を正式に公布した。前回レポートと特段の異同はないが、初年度の業務負担を勘案して提出期限を本年末までに延長していることに注目されたい。当弁法は、企業所得税法第六章-国際税務関連-の詳細を規定するものであり、十三章全 118 条から成り、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、過少資本税制、国際租税回避防止の四分野をカバーする。その中でも、“移転価格文書/資料(中国語では「同期資料」)の管理”及び“移転価格調査及び更正”は納税者の関心が高い当通達の主要部分であり、以下にその概要を解説する。

### 1. 移転価格文書/資料作成の義務と免除

移転価格文書とは、企業が各年度において《関連者》と行う《取引》(以下、関連取引)の概要の記述、参考資料の準備、他社比較分析等を以って、自社の値決めと利益水準の合理性を実証し税務局の調査に備える、当該文書を指す。

**《関連者》の定義としては**、「一方が直接或いは間接的に、他方の株式総額の 25%以上を保有する、または双方が直接或いは間接的に第三者により株式の 25%以上が保有される関係」の**資本関係基準の 25%ルール**が重要である。本社が 25%以上の持分関係を有するグループ会社同士は関連者である。

《取引》には、(一)有形資産の売買、譲渡及び使用(原材料仕入、製品販売、固定資産の購入とリース等)、(二)無形資産の譲渡及び使用(販売網、ブランド、ノウハウ、特許権等の所有権の譲渡及び使用権の提供)、(三)資金融通(長短期貸付、担保・保証提供)、(四)役務提供(市場調査、技術サービス、コンサルティング等)の四類型取引が対象となる。配当の授受は、移転価格上の関連取引には該当しない。

移転価格文書の作成義務は、下記の作成を免除される者、に該当する以外の全ての者である。

- (1) 仕入売上の年間関連取引金額(来料加工業務の場合は、年間の輸出入通関金額を以って計算する)が 2 億元以下、且つその他の年間関連取引金額(関連者との資金融通は授受する利息額を以って計算する)が 4,000 万元以下
- (2) 関連取引が、実施中の事前確認協議の範囲に属する
- (3) 外資持分が 50%以下且つ関連取引が国内関連者との間に限定される

(1)は製造業、貿易業の売上高、仕入高に計上される国内及び国外関連者との取引額の累計が 2 億元を超えるかどうかで判定する。但し、関連者とのロイヤリティ、コミッション等の授受が同時に 4 千萬元を超えないことが条件となる。サービス業においては、関連者との取引額が 4 千萬元を超えるかどうかの判定となる。尚、取引金額は独立企業間取引原則に基づく関連取引額であり、移転価格調査の結果、更正後の関連取引金額が 2 億元を超過した場合には、移転価格文書/資料を準備していなければ 5%の延滞利息が加算されるため、帳簿上判定基準を下回る企業でも、赤字である、利益率が低いなどで移転価格更正を受ける可能性が高い企業は、自主的に文書/資料を用意しておくことが望ましいといえよう。

**当該免除基準は、関連取引金額がそれ以下の企業の移転価格調査をしない、ということと同義ではない。**弁法第五章「移転価格調査と更正」では、税務当局の移転価格調査の手順が規定されており、同業他社、グループ内他社と比較して利益率の低い企業、赤字企業は特に調査を受けるリスクが高い。先に紹介した

税務申告書-移転価格別表の記載を慎重に行うとともに、調査対象選定の資料審査段階において、企業は自主的に移転価格文書/資料を提出することができる、との弁法規定(第31条)を利用し、自社の移転価格状況を積極的に開示し、税務当局の本格調査への移行防止対策を講じることが必要である。

## 2. 移転価格文書/資料の内容

移転価格文書/資料は、下記の各項目を網羅する記述、資料の準備が必要である。

- (1)組織構成(会社の経緯、企業集団における位置づけ、主たる関連者等)
- (2)生産経営状況(業界の状況等経営に影響を与える外的要因、機能リスク分析)
- (3)関連取引状況(商流・物流・契約フロー、**関連者との主たる契約**、関連・非関連セグメント損益計算書)
- (4)比較可能性分析(自社と他社の価格、利益水準の比較分析)
- (5)移転価格算定方法の選択と使用(関連者との取引価格、利益水準の合理性立証)

税務当局は移転価格文書/資料の定型様式を公開していないが、項目、構成等は慣習的に確立しているので、これに準じた文書を作成、準備する。

(3)にある「**関連者との主たる契約**」は、移転価格文書/資料が単なる分析のみならず、分析を裏付ける資料一式の準備を要請するものであることを示している。例えば「**取引基本契約**」を関連者と取り交しているか。通常第三者とであれば取り決める、貿易条件、決済条件、通貨、双方の責任、紛争解決方法等の基本事項について文書で約定していなければ、恣意的な値決めが行われているとの疑念を生ぜしめることになる。これのみで、関連取引が独立企業間取引原則に合致するかどうかを判断することはできないが、基本原則もなく、自社の移転価格に問題がないとする主張の論拠は弱い。“**取引基本契約+個別受注・発注書**”という形式を整える。内容もさることながら**《外観》は非常に重要**である。

比較分析の結果により、自社の**利益水準が低すぎる或いは高すぎる場合には、その合理的な理由、解釈、調整を記載する**(比較可能性調整、機能調整、会計上の差異調整、特別な要因による調整等)。利益水準が高すぎるとの結果で文書を完結すると、関連取引の相手国における移転価格リスクを高めてしまうのでここでも相応の理由と調整が必要である

## 3. 移転価格文書/資料の作成・保管期限

各年度終了後5ヶ月以内に同年度の移転価格文書/資料の準備を完了させ(この時点では提出不要)、税務当局の要求の日から20日以内に提出する。**初年度となる2008年度の期限は2009年末までと延期されている**。当該文書は10年間の保存が義務づけられている。

## 4. 移転価格調査に関する規定

“規定に基づく関連取引の申告または移転価格文書/資料を準備していない企業”を移転価格の重点調査対象としており、企業の自主的な関連取引の申告及び移転価格文書/資料をもって、中国税務当局が詳細情報を収集し、これらの情報を基に調査対象企業の選定効率を向上させ、調査を強化する目的がある。調査関係では下記の内容が興味深い。

- 原則的に四分位レンジの中央値を下回らないように更正するとあり、同業他社に比較して損益状況が中位以下のポジションにある企業が調査を受けた場合に更正を受けるリスクは高い。
- 更正税額にかかる利息は、銀行借出利率に5ポイントを加算する。規定に基づき移転価格文書/資料を準備、提出した企業は5%の加算部分が免除される。
- 税額更正最終年度の後、5年間(従来は3年)の事後管理を受ける。事後管理各年度の翌年6月20日までに移転価格文書/資料を**提出**する。

昨年末からの税務当局の組織改革にあわせ、本年の中国における国際税務の監視強化、とりわけ移転価格税制の執行は新たな局面を迎えたといえよう。後手に回らないよう移転価格への積極的な取組みを講じる必要がある。

NERA エコノミックコンサルティング  
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

# EXPERT VIEW

## EXPERT VIEW II :【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 12 月中旬から新年 1 月上旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。

### [法律]

- 「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国特許法』改正に関する決定」(国家主席令第 11 期第 8 号、2008 年 12 月 27 日公布、2009 年 10 月 1 日施行)

1992 年、2000 年に続く 3 回目の改正。主な改正点は、①外国での直接の特許出願を認めたこと(旧法の中国での先行出願の規定を削除、ただし国務院特許行政部門の機密保持審査を条件とした)、②意匠権の要件を厳しくしたこと(国内外で公知でないことを条件とし、また平面印刷物の図案、色彩又は両者の結合による標識的なデザインを対象外とした)、③罰則を強化したこと(特許の盗用は違法所得の 4 倍以下か 20 万元以下の罰金に引き上げ、特許管理部門に調査・検査・差し押さえなどの権利を付与、権利侵害の賠償額を算定できない場合は 1 万元以上 100 万元以下で確定など)。

### [行政法規]

- 「国務院令第 546 号(一部税・費用関係法令廃止)」(2008 年 12 月 31 日公布・施行)

外商投資企業、外国企業、外国人に関係するものとしては、「都市土地・不動産税暫定施行条例」(原文は「城市房地產税暫行条例」、1951 年 8 月 8 日施行)が廃止。2009 年 1 月 1 日から「不動産税暫定施行条例」(原文は「房産税暫行条例」、1986 年 10 月 1 日施行)が適用される。

### [規則]

- 「商務部、税関総署公告 2008 年第 103 号(2009 年「自動輸入許可管理貨物目録」公布)(2008 年 12 月 10 日公布、2009 年 1 月 1 日実施)

自動輸入許可管理貨物とは、輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(10 日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物。このうち機電製品の目録(目録二)は、前年の 540 品目から 490 品目に減少。具体的な品目は、商務部の HP をご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200812/20081205975761.html>

- 「国家税務総局の『企業研究開発費用税前控除管理弁法(試行)』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2008]116 号、2008 年 12 月 10 日、同年 1 月 1 日施行)

「企業所得税法」第 30 条と同「実施条例」第 95 条の関係規定。税額控除が可能な研究開発費は、「国家重点支援の高新技术分野」と「当面の優先発展高技術産業化重点分野指南(2007 年度)」の研究開発活動で支出した費用で、新製品の設計費、研究開発要員の賃金等、研究開発に専門に使用した計測器・設備の減価償却費又はリース料等の 11 項目に限定。

- 「財政部、国家税務総局の財政性資金、行政事業性費用、政府性基金の企業所得税関係政策問題に関する通知」(財税[2008]151 号、2008 年 12 月 16 日発布、2008 年 1 月 1 日実施)

①企業が取得した各種財政性資金は、国の投資で返還が必要なものを除き、一律に当年の所得に計上する(財政性資金とは、政府・関係部門の財政補助、補填、利子補填、その他各種財政専用資金のことで、増値税の減免及び一旦徴収し後で還付される各種税金を含む)、②国務院又は財政部が認可、設立した政府性基金及び国務院、各省・自治区・直轄市及びその財政・価格部門が認可、設定した行政事業性費用は、課税所得からの控除を許可する。

- 「国家発展改革委員会・商務部令第 4 号(中西部地区外商投資優勢産業目録(2008 年改訂)公布)」(2008 年 12 月 23 日公布、2009 年 1 月 1 日実施)

従来、単独で制定されていた遼寧省の目録を加え、21 省・自治区・直轄市の奨励プロジェクトを記載。2004 年改訂版の 267 項目から 411 項目に増加。目録は、国家発展改革委員会の HP をご参照。

[http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2008ling/t20081224\\_253113.htm](http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2008ling/t20081224_253113.htm)

<p>●「財政部、税関総署、国家税務総局公告 2008 年第 43 号(増値税改革に伴う設備輸入税収政策の調整について)」(2008 年 12 月 25 日公布・実施)</p>	<p>2009 年 1 月 1 日からの消費型増値税実施に伴う、設備輸入免税政策の変更に関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>●「財政部、国家税務総局の外商投資企業の国産設備購入税額還付政策停止に関する通知」(財税[2008]176 号、2008 年 12 月 25 日・実施)</p>	<p>同じく、国産設備購入時の税額還付に関する規定の廃止及び経過措置に関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>●「国家税務総局、国家発展改革委員会の外商投資プロジェクト国産設備購入税額還付の関係政策に関する通知」(国税発[2008]121 号、2008 年 12 月 16 日発布・実施)</p>	<p>同じく、国産設備購入時の税額還付の経過措置に関する通知。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>○「財政部、国家税務総局の企業制度改革・資産組換の若干の契稅政策に関する通知」(財税[2008]175 号、2008 年 12 月 29 日発布、2009 年 1 月 1 日実施)</p>	<p>企業の組織変更により土地・不動産の権利者が変わった場合の「契稅」(不動産登録稅)の扱いに関する通知。合併で存続企業が消滅企業の土地・不動産の権利を承継する場合は免税、分割で各企業が元の土地・不動産の権利を承継する場合は非課稅。2011 年 12 月 31 日までの暫定措置。</p>
<p>○「財政部、国家税務総局の一部機電製品の輸出税額還付率引き上げに関する通知」(財税[2008]177 号、2008 年 12 月 29 日発布、2009 年 1 月 1 日実施)</p>	<p>技術程度と付加価値が高い機電製品 553 品目の輸出還付率を引き上げ。生産設備では、切削盤・切断機、産業用ロボット、伝道軸・クランク、メカニカルシール、半導体製造機器、フラットパネルディスプレイ製造機器、放射線等の検査・測定機器等が 17%、ディーゼルエンジンが 13%又は 14%、ミシン、手持ち式工具・部品、バルブ部品、溶接機器、同軸電氣導体等が 14%になる。具体的な品目は、財政部の HP をご参照。 <a href="http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081230_104330.html">http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200812/t20081230_104330.html</a></p>
<p>○「税関輸出入貨物減免税管理弁法」(税関総署令第 179 号、2008 年 12 月 29 日公布、2009 年 2 月 1 日施行)</p>	<p>従来、多くの法令に分散していた関係規定をまとめたもの。目新しさはないが、減免税貨物の取扱いについての条件・手続きが具体的に規定されている。</p>
<p>●「商務部、税関総署公告 2008 年第 120 号(加工貿易制限類商品目録調整)」(2008 年 12 月 31 日公布、2009 年 2 月 1 日実施)</p>	<p>加工貿易制限類商品の大幅削減に関する公告。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>●「商務部、税関総署公告 2008 年第 121 号(加工貿易禁止類商品目録調整)」(2008 年 12 月 31 日公布、2009 年 2 月 1 日実施)</p>	<p>加工貿易禁止類商品の一部削減に関する公告。詳細は、下記の解説をご参照。</p>
<p>○「労働人事爭議仲裁案件處理規則」(人力資源・社会保障部令第 2 号、2009 年 1 月 1 日公布・施行)</p>	<p>「労働爭議調停仲裁法」(2008 年 5 月 1 日施行)等に基づく労働者と公務員、軍人の労働・人事爭議の仲裁手続きに関する規則。従前の「労働爭議仲裁委員會案件處理規則」(1993 年 10 月 18 日実施)は廃止された。</p>

## ●設備輸入免税と国産設備購入税額還付の扱いに関する規定が出る

今年から「増値税暫定施行条例」が改正施行され、固定資産購入費の税額控除を認める消費型増値税が実施となったが、これに伴い、生産設備の輸入免税と国産設備購入時の仕入増値税還付の取扱いが変更された。これは、上記表中の財政部・税関総署・国家税務総局 2008 年第 43 号公告、財政部・国家税務総局の財税[2008]176 号通知、および国家税務総局・国家発展改革委員会の国税発[2008]121 号によるもので、要点は、以下のとおり。

### 1. 設備輸入免税の取扱い(2008 年第 43 号公告)

従来、輸入関税・増値税とも免税だったプロジェクトは、2009 年 1 月 1 日から増値税は課税(後で売上増値税から控除)、関税は引き続き免税となる。ただし、経過措置として、2008 年 11 月 30 日までに「国家奨励発展的内外資項目確認書」(即ち、免税証書)を取得した企業が、2009 年 6 月 30 日までに輸入申告を行った場合は、輸入関税・増値税とも免税となる。増値税課税・関税免税の対象プロジェクトは、次のとおり。

- 1) ①国が発展を奨励する国内投資プロジェクトと外商投資プロジェクトが輸入する自己用設備、②外国政府借款・国際金融組織借款プロジェクトが輸入する設備、③加工貿易で外国側が提供する価格を付けない設備(即ち、外国側の無償貸与設備)、および契約で上記の設備と共に輸入する技術・部品・予備部品。(これらは「国务院の輸入設備税收政策調整に関する通知」(国発[1997]37 号、1997 年 12 月 29 日実施)に規定。)
- 2) ①外商投資企業と外商投資研究開発センターが技術改造(即ち、設備更新)のために輸入する設備、②「中西部地区外商投資優勢産業目録」により認可された外商投資プロジェクトが輸入する自己用の設備、および上記設備の付帯技術・部品・予備部品。(これらは「税関総署の外商投資の更なる奨励の関係輸入税收政策に関する通知」(署税[1999]791 号、1999 年 9 月 1 日実施)に規定。)
- 3) ①ソフトウェア生産企業、②集積回路生産企業、③都市軌道交通プロジェクト、④国発[1997]37 号(上記)を参照して執行するその他の企業・プロジェクトが輸入する設備および付帯技術・部品・予備部品。

### 2. 国産設備購入時の仕入増値税還付の扱い(財税[2008]176 号通知)

2009 年 1 月 1 日から、国産設備購入時の仕入増値税還付は取り止めとなる。ただし、経過措置として、次の 3 条件を同時にクリアする場合には、以前の規定によって税額還付を選択することが可能。3 条件は、次のとおり。

- ①2008 年 11 月 9 日までに「符合国家産業政策的外商投資項目確認書」(即ち、税額還付証書)を取得し、かつ 2008 年 12 月 31 日までに税務局への届出登記を完了していること。
- ②2009 年 6 月 30 日までに国産設備を実際に購入し、増値税専用発票が発行され、かつ主管税務局に税額還付を申請すること。
- ③購入した国産設備が「項目採購国産設備清單」(上記の「項目確認書」を発展改革委員会に申請する際に提出し、同委員会の確認印を受けた設備リスト)に入っていること。

### 3. 国産設備購入時の仕入増値税還付の手続き(国税発[2008]121 号)

仕入増値税還付に関する主要規定には、「外商投資企業国産設備購入税額還付管理試行弁法」(国税発[1999]171 号、1999 年 9 月 1 日施行)と、「外商投資プロジェクト国産設備購入税額還付管理試行弁法」(国税発[2006]111 号、2006 年 7 月 1 日施行)があるが、経過措置として、国税発[2006]111 号の施行前に認可を受けたものの、未だ還付手続きを行っていない企業は、2009 年 2 月 28 日までに所在地の省レベルの国家税務局に申請すれば、国税発[1999]171 号に従って還付を受けることができるとされた。2 つ弁法を比べると、国税発[1999]171 号の方が条件が緩やかで、手続きも簡便である。なお、新「増値税暫定施行条例」施行前に認可を受けたプロジェクトの取扱いは、別に定めるとされている。

## ●加工貿易の制限類・禁止類商品が削減される

今年 2 月 1 日から加工貿易の制限類商品と禁止類商品が削減される。これは、上記表中の商務部と税関総署の 2 つの公告による。昨年 12 月には制限類商品に対する暫定的な制限緩和措置が採られたが、今度は対象商品自体が目録から除外された。いずれも、輸出が減少する中でそのテコ入れを狙ったものである。

## 1. 制限類商品の削減

制限類商品は、商務部・税関総署 2007 年第 44 号公告で新たに 1853 品目が追加されたが、そのうち 1747 品目もの多数の品目が削減された。(商務部・税関総署第 120 号公告には 1730 品目を削減と記載されているが、目録を対比すると 1747 品目となっている。)各品目の内訳は、次のとおり。(調整前→調整後)

- ・プラスチック・製品:150 品目→48 品目。一部の原料と大部分の製品が除外。
- ・木材・同製品:40 品目→11 品目。白木(ラミンウッド)製製品を除いて除外。
- ・繊維・原料:1539 品目→6 品目。羊毛糸と古着を除き全て除外。
- ・陶磁製品:25 品目→0。
- ・ガラス・同製品:22 品目→20 品目。光ファイバー用のガラス棒・管のみ除外。
- ・非鉄金属:56 品目→21 品目。銅(棒・形材・線・ケーブルを除く)とアルミのみ除外。
- ・家具、ライター:21 品目→0。

調整後の制限類商品は、第 44 号公告で追加された品目のうち残ったものが 106 品目(全て輸出制限)、第 44 号公告以前からの制限類商品で、今回削減されなかったものが 394 品目(全て輸入制限)、合計 500 品目となったが、これらに対しては商務部・税関総署 2008 年第 97 号公告の制限緩和措置が適用される。即ち、輸出制限の 106 品目について加工貿易を行う場合、A 類企業と B 類企業は保証金が免除される「空転」管理、C 類企業は保証金が徴収される「実転」管理が適用され、また輸入制限の 394 品目について加工貿易を行う場合には、A 類企業は「空転」管理、B 類企業は「空転」管理か保証金の 50%が徴収される「実転」管理、C 類企業は同じく 100%が徴収される「実転」管理が適用される。(第 97 号公告の内容は、本誌 2008 年 11 月 26 日号に掲載。)

なお、新しい目録については、商務部の HP をご参照ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200812/20081205986024.html>

## 2. 禁止類商品の削減

禁止類商品については、商務部・税関総署 2008 年第 22 号公告で 1816 品目とされたが、そのうち 27 品目が削除された。これらは、高エネルギー消費・高汚染の製品でないもの、また比較的多く技術を含んだ製品とされているもので、銅・ニッケル・コバルトの鉱砂・精鉱、エポキシ樹脂・界面活性剤などの化学原料、漆工用充填料、精錬銅の陰極、アルミ材などである。

ただし、このうち銅・ニッケルの鉱砂・精鉱、エポキシ樹脂・界面活性剤などの化学原料および漆工用充填料については、輸入または輸出が許可された企業だけが対象で、それ以外の企業に対しては引き続き禁止類商品となる。これは、禁止類商品でも特別に許可を得れば、保税での輸出入ができることを意味しているが、詳細は分からない。

調整後の禁止類商品は、次の取引に使用される場合、禁止類商品としての管理が適用されず、保税取引が可能とされている。

- ・禁止類輸入商品が、「深加工結転」(中国内での保税移送取引)で転入に使用される場合、または保税加工機能を持つ税関特別監督管理区域(保税区、輸出加工区など)の区内企業が実質的加工を行った後に区外に搬入される場合。
- ・禁止類輸出商品が、「深加工結転」で転出に使用される場合、または保税加工機能を持つ税関特別監督管理区域の区内企業が実質的加工を行った後に国外に輸出される場合。

なお、第 22 号公告に掲載された禁止類商品目録および削減された品目の目録は、商務部の HP をご参照ください。

第 22 号公告の禁止類商品目録 <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200804/20080405462357.html>

第 121 号公告で削除された商品目録 <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200812/20081205986025.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上隆介

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**「都市不動産税」撤廃 外資、内資企業の税負担を一律に:** 国務院は 2008 年 12 月 31 日、外商投資企業に適用していた「都市不動産税」を撤廃し、内資企業と同様の「不動産税」を徴収することを明らかにした。「都市不動産税」は不動産購入/賃貸の際に、建物標準価額/賃貸収入に対して課税されるが、「不動産税」より実際の税額が高かったため、今回の変更で外資企業の税負担は軽減される。当局は外資企業と内資企業の税制統一が目的としている。実施は 1 月 1 日。

◆**発改委 臨時価格介入を全面解除:** 国家発展改革委員会(発改委)は昨年 1 月から実施してきた一部重要商品及びサービスに対する臨時価格介入措置を 2009 年 1 月 1 日より全面解除する通知を発表した。これに先立ち、穀物等の国際価格の下落を受け、昨年 12 月より既に食品類に対する価格介入は停止されていたが、消費者物価指数(CPI)上昇率も大幅に鈍化するなどインフレ圧力がさらに後退したとの判断から、食品以外の液化石油ガス、その他重要商品・サービスについても全面解除に至った。

### 【貿易・投資】

◆**3G 携帯実用化に向けライセンスを交付:** 工業・情報化部は 7 日、中国移动、中国电信、中国联通に対し、第 3 世代携帯電話(3G)の業務ライセンスを交付した。各社は 3G サービスの実用化に向け、TD-SCDMA(中国独自開発)、CDMA2000(米国標準)、WCDMA(欧州標準)それぞれの技術標準で、ネットワーク建設、端末生産、運営サービス、情報サービス等の通信関連産業の構築を計画しており、今後 3 年間で 1.8 兆~2 兆円に上る社会投資を牽引するものと予想されている。また、3G 時代の幕開けにより、今後携帯向け付加価値サービスの市場規模はさらに拡大し、サービス競争が激化すると見られている。

### 【金融・為替】

◆**人民銀行 2009 年の政策方針 安定成長を最優先:** 人民銀行は 5 日~6 日に開催された業務会議で、2009 年の金融政策方針を発表した。グローバル金融危機が拡大し、世界経済の減速リスクが引き続き増大すると分析した上で、本年の金融政策方針は、安定且つ比較的早い経済成長の保持を主要課題とし、引き続き適度な金融緩和政策を実施するとした。マネーサプライは GDP 成長率と物価上昇率の合計を 3~4% 上回り、M2 増加率で 17% を目標とし、金利、預金準備率、公開市場操作等の政策手段を活用する方針を示した。また、人民元相場の弾力性の向上や、外商投資企業の外債管理の改善、広東・長江デルタと香港・マカオ地区との人民元決済試行の実施等も挙げている。

◆**外管局 2009 年の政策方針 サービス貿易の外債管理を改善:** 国家外債管理局は外債管理業務会議で 2009 年の方針を「経済成長の保持、金融リスクの防止、国際収支の均衡促進」とすることを明らかにした。外債管理政策の調整による経済成長維持への支援姿勢を鮮明にし、具体的な施策として、サービス貿易の外債管理の改善や人民元建て国際決済の試行等を挙げた。同時に外債、直接投資等の資金フローの管理を強化する方針も示した。

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close		前日比	前日比	
2009.01.05	6.8329	6.8220~6.8350	6.8312	0.0082	7.3610	-0.2050	0.8810	0.0010	9.3433	-0.2587	1.0000	1974.72	62.93
2009.01.06	6.8380	6.8305~6.8428	6.8360	0.0048	7.2997	-0.0613	0.8818	0.0007	9.1816	-0.1617	1.0000	2033.95	59.23
2009.01.07	6.8387	6.8299~6.8389	6.8340	-0.0020	7.2788	-0.0209	0.8810	-0.0008	9.2623	0.0807	1.0000	2020.11	-13.84
2009.01.08	6.8359	6.8322~6.8359	6.8347	0.0007	7.4700	0.1912	0.8813	0.0003	9.2705	0.0082	0.9851	1971.86	-48.25
2009.01.09	6.8340	6.8330~6.8363	6.8356	0.0009	7.4965	0.0265	0.8809	-0.0004	9.3358	0.0653	0.9000	1999.88	28.02

## RMB レビュー&アウトルック

12 月 29 日の人民元は前週末とほぼ同水準となる 6.8412 でオープン。月末のドル資金需要に一時的に 6.85 台まで下落する局面も見られたものの積極的な取引は控えられ、年末を控え薄商いとなる中、結局 10 月以来の高値となる 6.8202 を示現し、同水準で越年した。年明け以降は、引き続き国内景気に対する先行き不安が煽る一方、当局による一段の金融緩和への期待感もあり、方向感の出にくい展開となり 6.83~6.84 の狭いレンジ内取引に終始し越週となっている。発表された 12 月貿易統計では輸出が前月に続き前年同月比マイナスを記録しており、世界経済の需要低迷が改めて確認されている。輸入も引き続き減少しており、黒字幅は微減に留まっているが、世界経済の先行きを注視する必要があるだろう。人民元相場動向は依然として方向感の出にくい展開となっており、今週も現状水準での小動きを予想する。(1 月 14 日)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。